

○薩摩川内市移住体験住宅利用要綱

平成26年3月28日

告示第128号

改正 令和8年4月1日告示第 号

(目的)

第1条 この告示は、薩摩川内市定住促進に関する条例（平成17年薩摩川内市条例第14号。以下「条例」という。）第1条の目的を達成するため、本市での生活体験及び生活準備ができる場として移住体験ができる住宅を利用させることで定住希望者の本市への移住を促進し、地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 薩摩川内市の定住担当窓口を通じて本市へ移住を希望する者で市外に住所を置くものをいう。
- (2) 定住担当窓口 本庁経済シティセールス部産業人材確保・移住定住戦略室、振興局及び支所の定住窓口をいう。
- (3) 移住体験住宅 市が賃借契約を取り交わした民間所有の住宅等で別表に定める期間内において移住希望者が手軽に薩摩川内市での日常生活を営むための最低限の家具、電化製品等を備え、手軽に移住体験できる施設をいう。
- (4) 利用 借地借家法（平成3年10月4日法律第90号）の適用を受けない一時使用目的の賃貸借をいう。

(利用者の資格)

第3条 体験住宅を利用することができる移住希望者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる者を除く。

- (1) 利用する本人又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者
- (2) 転勤による転入者
- (3) 婚姻による転入者又は婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情により転入する者

- (4) 就業未経験者
- (5) 体験住宅の利用料の支払能力を有すると認められない者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が利用承諾をすることが適当でないと認める者

(利用申請)

第4条 体験住宅の利用を希望する移住希望者（以下「申請者」という。）は、利用を開始する日の2月前から14日前までの間に薩摩川内市移住体験住宅利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 未成年者のみの利用申請は受け付けないものとする。

(利用承諾)

第5条 市長は、前条第1項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときはこれを承諾し、薩摩川内市移住体験住宅利用承諾書（様式第2号。以下「利用承諾書」という。）により申請者に通知するものとする。この場合において、施設の管理運営上必要と認める場合、その利用について条件を付するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査により申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、薩摩川内市移住体験住宅利用不承諾通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 体験住宅の建物、設備、備品等を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 体験住宅の設置目的以外の目的で使用するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、体験住宅の管理運営上支障があるとき。

(利用期間等)

第6条 体験住宅の利用期間は、原則6泊以内とし、前条第1項に規定する利用承諾書に利用期間を明記するものとする。

2 市長は、体験住宅の利用の承諾を受けた者が利用承諾書に明記された利用開始日に利用を開始しないときは、当該利用承諾を取り消すことができる。

(利用料)

第7条 体験住宅の利用料は、光熱水費（屋外灯を含む電気、ガス、上下水道の使用料金）などの必要経費を含め、1泊2,000円とする。

2 利用者は、前項に規定する利用料を体験住宅の利用最終日までに、口座振込により支払わなければならない。

3 前項の規定により支払われた利用料については、これを返還しないものとする。

る。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

4 前項の規定により利用料を還付する場合の還付額は、次に定めるところによる。

(1) 天災地変、利用者又はその親族の疾病その他利用者の責めに帰することができない理由により利用できなくなった場合、既に納付した利用料から利用済期間分の利用料を差し引いた額

(2) 市長が特に必要と認め、契約期間を短縮した場合、既に納付した利用料から利用済期間分の利用料を差し引いた額。ただし、第11条に規定する利用承諾の取消しに該当する場合を除く。

(3) 前2号に掲げるもののほか、やむを得ない事由により市長が特に認めた場合は、その都度利用料の還付割合を決定する。

(終了報告)

第8条 利用者は、体験住宅の利用終了時に薩摩川内市移住体験住宅利用終了報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(利用者の遵守義務)

第9条 利用者は、体験住宅の利用を開始する際、市から体験住宅の鍵を受け取り、当該体験住宅を利用するものとする。この場合において、利用者は次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 留守及び就寝時に施錠する等体験住宅を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに市長にその旨を報告すること。

(2) 火気の取扱いに注意し、体験住宅内は禁煙とすること。

(3) 備付けの備品、什器類等を適切に取り扱うこと。

(4) 体験住宅周りの除草等を適宜行い、住宅を適正に管理するとともに、体験住宅環境の整備をすること。

(5) ごみは、法令その他決められたルールに従い排出すること。

(6) 体験住宅の利用期間が満了した後、利用者の私物が放置された場合は、市長が処分できるものとし、利用者は、当該処分に対し異議を申し立てることはできず、その処分費用を負担すること。

(7) 利用期間中に市内に存する事業所等に就業しないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(禁止行為)

第10条 利用者は、体験住宅において次に定める行為をしてはならない。

(1) 物品の製造、販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。

- (2) 興行を行うこと。
 - (3) 展示会その他これに類する催しを開催すること。
 - (4) 文書、図書その他の印刷物を貼付又は配布すること。
 - (5) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
 - (6) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
 - (7) 体験住宅の全部又は一部を転貸し、又はその権利を譲渡すること。
 - (8) 体験住宅内及び体験住宅の敷地内で動物を飼育すること（身体障害者補助犬等で市長の承諾を得た場合を除く。）。
 - (9) 体験住宅の用途を変更すること。
 - (10) 体験住宅の増改築、移転、改造又は模様替えをすること。
 - (11) 市長の承諾を得ずに体験住宅の敷地内に工作物を設置すること。
 - (12) 既存の体験住宅の鍵以外の鍵を設置し、又は体験住宅の鍵の複製物を作成すること。
 - (13) 重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
 - (14) 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
 - (15) 悪臭の発生等衛生上有害な行為を行うこと。
 - (16) 前各号に掲げるもののほか、体験住宅の利用にふさわしくない行為をすること。
- (利用承諾の取消し)

第11条 市長は、利用者が次に掲げる義務に違反した場合において、相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、利用の承諾を取り消し、薩摩川内市移住体験住宅利用承諾取消通知書（様式第5号）により利用者に通知するものとする。

- (1) 第9条に規定する遵守義務
 - (2) 前条に規定する禁止行為の遵守義務
 - (3) 第15条に規定する損害賠償義務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、利用承諾書に規定する利用者の義務
- (明渡し)

第12条 利用者は、利用期間が終了する日まで（前条の規定に基づき、利用承諾が取り消された場合にあっては、直ち）に体験住宅を明け渡さなければならない。この場合において、利用者は明渡し時までには体験住宅の清掃を行い、通常の利用に伴い生じた住宅の損耗を除き、当該体験住宅を原状回復した上で、当該体験住宅の鍵を市に返却しなければならない。

2 利用者は、前項前段に規定する明渡しを行うときには、明渡し日時を事前に

市長に通知しなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定に基づき、利用者が行う原状回復の内容及び方法について、明渡しを行う前において利用者と協議するものとする。

(立入り)

第13条 市長は、体験住宅の防火、火災の延焼、構造の安全その他の体験住宅の管理上特に必要があるときは、利用者の承諾を得ずに体験住宅内に立ち入ることができるものとする。

- 2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項に規定する立入りを拒否することはできない。

(体験状況の確認)

第14条 市長は、利用者の相談等に対応するため、必要に応じて関係機関と連携して体験状況の確認を行うものとする。

(損害賠償)

第15条 利用者は、故意又は過失により体験住宅の建物、設備、備品等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 利用者が前項に基づく義務を履行しないときは、市長は、利用者に代わってこれを執行し、それに要した費用を利用者から徴収する。

- 3 第1項の規定による体験住宅の建物、設備、備品等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに市長に薩摩川内市移住体験住宅破損（汚損・滅失）届（様式第6号）を提出しなければならない。

(事故免責)

第16条 市長は、体験住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該体験住宅又は体験住宅周辺で発生した事故に対して、その責任を負わないものとする。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月24日告示第551号）

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日告示第147号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月27日告示第819号）

この告示は、令和6年1月1日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 1 7 日 告 示 第 1 4 4 号）

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日 から 施 行 す る。

附 則（令和 8 年 月 日 告 示 第 号）

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日 から 施 行 す る。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

薩摩川内市長 田中 良二 様

申請者 代表者住所
代表者氏名

薩摩川内市移住体験住宅利用申請書

移住体験住宅を利用したいので、薩摩川内市移住体験住宅利用要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

なお、利用に当たっては、同要綱の規定を遵守します。

区 分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 2回目以降（ 回目）		
利用期間及び物件	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで ※ 利用開始予定時刻：午後 時 分 （注1） 利用初日については、午後2時から午後5時までの間に入居し、最終日は午前10時までに退居してください。 （注2） 30泊31日以内で記入してください。		
利用者（代表者）について記入してください。			
ふりがな 氏 名	生年 月 日 年 月 日 歳		
住 所	〒 - -		
電 話	自 宅 - - 携 帯 - -		
メールアドレス			
職 業			
代表者以外の利用者について記入してください。			
氏 名	年 齢	代表者との続柄	職 業
利用目的・理由			
現時点での 移住の意向	<input type="checkbox"/> すぐにもでも移住したい。 <input type="checkbox"/> 近い将来移住したいと考えている（ 月・年後くらい）。 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
家族の理解 （該当する方）	<input type="checkbox"/> 家族で共有している。 <input type="checkbox"/> 家族にはまだ話をしていない。 <input type="checkbox"/> 家族に反対されている。		
滞在期間中に 実施したいこと	<input type="checkbox"/> 就職探しに関する事。 <input type="checkbox"/> 住宅探しに関する事。 <input type="checkbox"/> 医療機関の確認等に関する事。 <input type="checkbox"/> 福祉施設の確認等に関する事。 <input type="checkbox"/> 教育機関（学校など）の確認に関する事。 <input type="checkbox"/> その他（ ）		

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

薩摩川内市長

印

薩摩川内市移住体験住宅利用承諾書

年 月 日付けで利用申請がありました件について、薩摩川内市移住体験住宅利用要綱第5条第1項の規定に基づき、次のとおり利用を承諾します。

なお、利用に当たっては、利用要綱を遵守し、適正に利用してください。

1 利用体験住宅・利用承諾期間

利用体験住宅	名称	
	所在地	
利用承諾期間	始期	年 月 日
	終期	年 月 日

（貸付初日は午後2時から午後5時までの間に入居し、最終日は午前10時までに退居してください。）

2 利用者

氏名	続柄

3 利用料 円

4 その他承諾条件

5 利用初日に本書をご持参し、提示してください。

※ 移住体験終了時には薩摩川内市移住体験住宅利用終了報告書（様式第4号）を提出してください。

※ 利用料は、体験住宅利用最終日までに市が指定する口座に振り込んでください。

※ 体験住宅の利用については、利用満了日の翌日を始期とする新たな利用承諾を行う場合を除き、期間満了日に終了してください。

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

薩摩川内市長

印

薩摩川内市移住体験住宅利用不承諾通知書

年 月 日付けで利用申請のあった件については、薩摩川内市移住体験住宅利用要綱第5条第2項の規定に基づき、次の理由により不承諾と決定しましたので通知します。

理由

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

薩摩川内市長 様

申請者 代表者住所
代表者氏名

㊞

薩摩川内市移住体験住宅利用終了報告書

移住体験住宅の利用が終了したので、薩摩川内市移住体験住宅利用要綱第8条の規定により、次のとおり報告いたします。

利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用期間に実施したこと	<input type="checkbox"/> 就職探しに関すること（ 日間） <input type="checkbox"/> 住宅探しに関すること（ 日間） <input type="checkbox"/> 医療機関の確認等に関すること（ 日間） <input type="checkbox"/> 福祉施設の確認等に関すること（ 日間） <input type="checkbox"/> 教育機関（学校など）の確認に関すること（ 日間） <input type="checkbox"/> その他（ : 日間）
利用してみた感想	
具体的な成果	<input type="checkbox"/> 就業関係の候補が決まった。 <input type="checkbox"/> 住宅関係の候補が決まった。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
移住に向けて、今後、相談したいこと	<input type="checkbox"/> 就職 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）
滞在を終えての移住の意向	<input type="checkbox"/> すぐにでも移住したい。 <input type="checkbox"/> 近い将来移住したいと考えている（ 月・年後ぐらい）。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
その他感じたこと	

※ 提供していただいた情報については、今後の移住の支援、事業の感想紹介等、個人情報 that 特定されない範囲で本事業のために活用します。

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

様

薩摩川内市長

印

薩摩川内市移住体験住宅利用承諾取消通知書

年 月 日付けで利用の承諾をした件について、薩摩川内市移住体験住宅利用要綱第11条の規定に基づき、次のとおり利用の承諾を取り消します。

1 利用を取り消す住宅

利用体験住宅	名称	
	所在地	
利用承諾期間	始期	年 月 日
	終期	年 月 日

2 取消理由

様式第6号（第15条関係）

年 月 日

薩摩川内市長 様

利用者 ㊟

薩摩川内市移住体験住宅破損（汚損・滅失）届

年 月 日付けで利用承諾を受けた体験住宅の建物、設備又は備品等を破損（汚損・滅失）したので次のとおり届け出ます。

1 発生（発見）した住宅

利用体験住宅	名 称	
	所 在 地	

2 発生（発見）した日時

年 月 日 時 分

3 破損、汚損又は滅失箇所

4 破損、汚損又は滅失の状況

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)

様式第 5 号 (第 1 1 条関係)

様式第 6 号 (第 1 5 条関係)